

# 使わなかった保険料が戻ってくる “新しいカタチのがん保険”



TOKIO MARINE  
NICHIDO

新しい保険のカタチ

## がん診断保険 R



2022.2  
改定

がん診断保険(無解約返戻金型)健康還付特別 付加 [無配当]

契約年齢 0歳～60歳



あんしんせエメエ

東京海上日動あんしん生命

あんしんせエメエの詳細は

あんしん生命

検索

「お客様をがんから  
お守りする運動」実施中!!

# 掛け捨てのがん保険はもったいないと思って がん診断保険 R は、2つの「R」で “新し



所定の年齢までに

**払い込んだ保険料<sup>\*1</sup>の  
使わなかった分をリターン<sup>\*2</sup>します!**

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢によって下記のとおりとなります。

ご契約年齢	0～50歳	51～55歳	56～60歳
所定の年齢 (健康還付給付金の お受取り対象年齢)	<b>70歳</b>	<b>75歳</b>	<b>80歳</b>



**一生涯のがんへの備えを、  
加入時のお手ごろな保険料で  
リザーブ(予約)します!**

しかも、所定の年齢に到達し、  
健康還付給付金(リターン)を受け取ったあとも、主契約の、

- **保険料は加入時のままで変わりません。**
- **保障は一生涯続きます。**

\*1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、悪性新生物保険料払込免除特別を付加しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

\*2 被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき。健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。

# いる方におすすめ 「いがん保険のカタチ」をご提案します。

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料\*1は  
「健康還付給付金」もしくは、「診断給付金」としてお受け取りいただくことができます。

お受け取りいただいた診断給付金の合計額がお払い込みいただいた保険料を超えた場合、  
健康還付給付金のお受取りはありません。

## ● 診断給付金のお受取りがない場合



## ● 診断給付金のお受取りがあった場合



被保険者が保険期間中に死亡された場合、解約返戻金があれば、これと同額の返戻金をお受け取りいただけます。

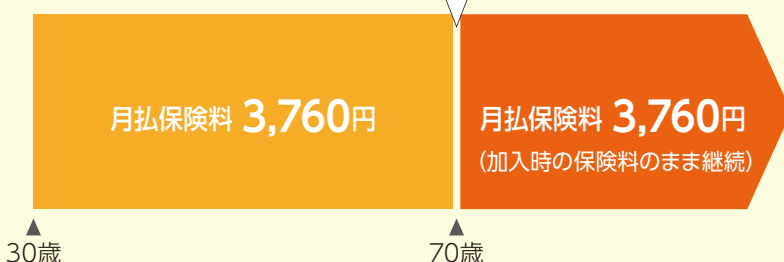
例えば、30歳でご加入いただいた場合、  
主契約の保険料は、一生涯変わりません。  
つまり、70歳以降も同じ保険料で主契約の保障を  
リザーブ(予約)することができます。

## ● がん診断保険Rに加入した場合の例 (2022年2月2日現在)

性別:男性 / 診断給付金額:100万円 /  
保険期間・保険料払込期間:終身(口座振替) /  
健康還付給付金受取対象年齢:70歳

### 30歳でがん診断保険Rに加入した場合

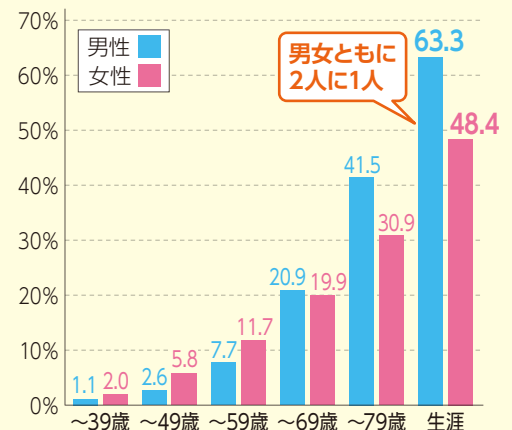
診断給付金のお受取りがない場合  
健康還付給付金額: **1,804,800円** (3,760円×12か月×40年間)



がんに罹患するリスクが高まる時期に、  
加入時のお手ごろな保険料のまま、  
がんへの備えを継続することができます。

## ● 各年齢までの累積がん罹患リスク


(ある年齢までのがんと診断される  
おおよその確率で2015年のデータをもとにしたものです。)




出典: (公財) がん研究振興財団  
「がんを防ぐための新12か条」2020年発行

# がんの保障が一生涯! さらに、がん(悪性新生物)と診断

## 保障内容(主契約)

	給付金等の種類	どんなとき	給付金額等		
基本保障	<b>診断給付金</b> 	初めて <b>がん</b> (悪性新生物・上皮内新生物)と <b>診断確定</b> されたとき	1回につき <b>100万円</b>	1回につき <b>200万円</b>	1回につき <b>300万円</b>
		また、 <b>がん</b> (悪性新生物) <sup>*1</sup> が <b>再発・転移</b> したとき <sup>*2</sup>			
		<b>回数無制限</b> 2年に1回を限度 <b>上皮内新生物は</b> <b>保険期間を通じて1回を限度</b>	100万円 <sup>*3</sup> ~300万円 (50万円単位)で設定できます		

健康還付特則	<b>健康還付給付金</b> 	被保険者が健康還付給付金支払日 <sup>*4</sup> に生存しているとき、所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料 <sup>*5</sup> から、それまでにお受け取りいただいた診断給付金を差し引いた金額をお受け取りいただけます。			
		ご契約年齢	0~50歳	51~55歳	56~60歳
		所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	<b>70歳</b>	<b>75歳</b>	<b>80歳</b>
		<b>保険期間を通じて1回を限度</b>			

### 基本保障

以下いずれかに該当したとき、**将来の保険料のお払込みが不要**となります。

- ① 病気やケガにより、所定の高度障害状態になられたとき
- ② 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき

### 保険料払込みの免除<sup>\*6</sup>

#### 悪性新生物保険料払込免除特則

おすすめのオプション



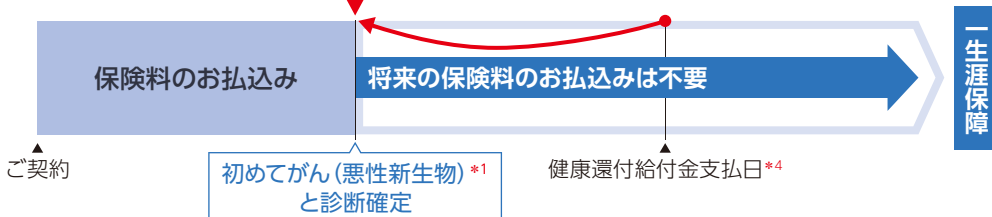
さらに、**がん(悪性新生物)と診断されたとき、保険料のお払込みが免除となるオプションも!**

初めて**がん(悪性新生物)<sup>\*1</sup>**と**診断確定**されたとき

**将来の保険料のお払込みが不要**となります。

健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に**がん(悪性新生物)<sup>\*1</sup>**と**診断確定**された場合は、その時点で**健康還付給付金をお受け取り**いただけます。

保険料払込みの免除事由に該当したときに繰り上げて、健康還付給付金をお受け取り



\*1 「上皮内新生物」は対象になりません。

\*2 2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お受け取りいただけます。

\*3 悪性新生物初回診断特約(50万円以上)を付加する場合のみ、診断給付金額を50万円を設定いただけます。

\*4 被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。

\*5 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、悪性新生物保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

\*6 悪性新生物保険料払込免除特則を付加しない場合、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態に該当したときに限り、将来の保険料のお払込みが免除となります。この場合、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その時点で健康還付給付金をお受け取りいただけます。

# されたとき 保険料のお払込みが不要となるオプションも!

## 健康還付給付金(リターン)のお受取例 (2022年2月2日現在)

契約条件 性別:男性/契約年齢:30歳/診断給付金額:100万円/保険期間・保険料払込期間:終身(口座振替扱)/健康還付給付金受取対象年齢:70歳/  
悪性新生物保険料払込免除特則 付加なし

### ケース 1 診断給付金のお受取りがない場合

70歳までにお払い込みいただいた  
保険料\*5を**全額**お受け取り



### ケース 2 診断給付金のお受取りがあった場合

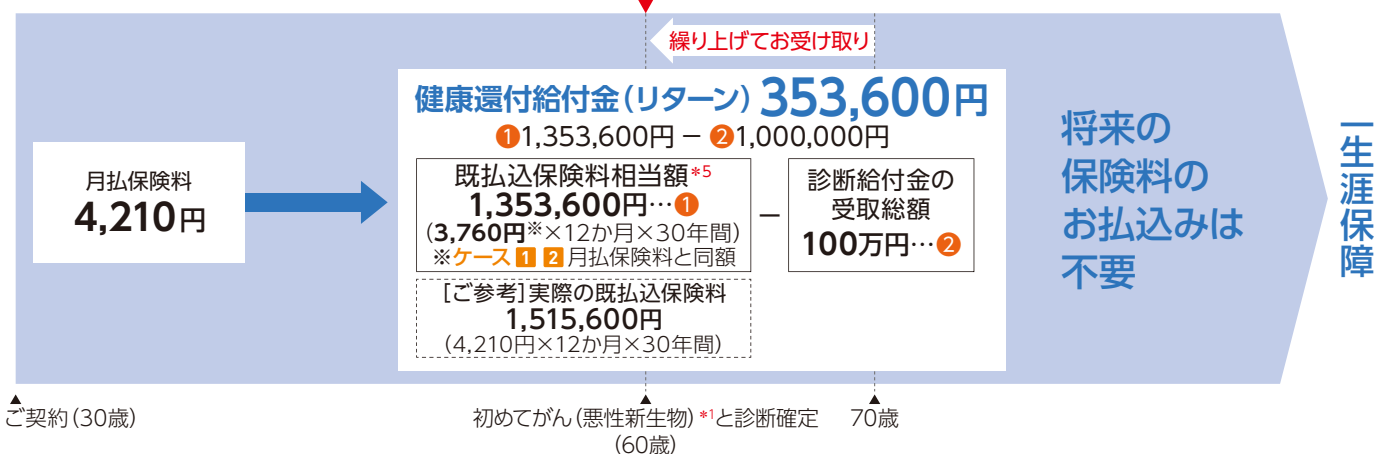
既にお受け取りいただいた  
診断給付金を**差し引いた金額**をお受け取り



## 上記ご契約条件に悪性新生物保険料払込免除特則を付加

60歳で初めてがん(悪性新生物)\*1と  
診断された場合\*7

保険料払込みの免除事由に該当した日までにお払い込みいただいた既払込保険料  
相当額\*5からお受け取りいただいた診断給付金を差し引いた金額をお受け取り



\*7 60歳となる年単位の契約応当日の前日に初めてがん(悪性新生物)\*1と診断確定された場合とします。

ニーズにあわせて、さまざまなオプションを追加できます。➡ 詳しくは、P.5~6

⚠️ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

➡ 保障内容について、P.21~22の注意事項を必ずご確認ください。

# がん診断保険 R は、ニーズにあわせてさまざまなオプション

**おすすめ!** がん治療で**自由診療等**を受けたときの**高額な医療費負担に備えたい**方に

## がん特定治療保障特約

保険期間・保険料払込期間：**5年**  
(90歳まで自動更新可能)

●がん治療のため、以下のいずれかの診療\*1が行われる入院または通院をされたとき

- ①公的医療保険制度における**患者申出療養**または**評価療養**(先進医療を除きます。)による診療
- ②**対象病院**において行われる**所定の自由診療**

\*1 診療とは、医師による診察・検査、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。

\*2 悪性新生物保険料払込免除特則を付加しない場合の保険料です。(2022年2月2日現在)

### 特定治療給付金

診療にかかわる費用と同額

通算 **1億円**限度

**月払保険料500円**\*2から  
ご準備いただけます!

**対象病院**とは、診療を受けた時点で、厚生労働大臣による指定または承認を受けている次のいずれかの病院等をいいます。

- 特定機能病院
- 都道府県がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 特定領域がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療病院
- がんゲノム医療中核拠点病院
- がんゲノム医療拠点病院
- がんゲノム医療連携病院
- 小児がん中央機関
- 小児がん拠点病院

2021年10月末時点で**全国460病院!**

**対象病院**は、専用ホームページ

([https://www.medicalnote-tm.jp/agreement\\_hospitals](https://www.medicalnote-tm.jp/agreement_hospitals))

からご確認ください。



次の費用は給付金のお支払いの対象になりません。

- **患者申出療養**または**評価療養**(先進医療を除きます。)の場合は、公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます。)
- 選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます。)および先進医療にかかわる技術料
- 遺伝子パネル検査にかかわる費用

**“自由診療”**

については  
こちら



(動画:約2分)

患者申出療養、評価療養、自由診療等について → 詳しくは、P.9~10

がんの**先進医療**を受けたときの**高額な医療費負担に備えたい**方に

## がん先進医療特約

保険期間・保険料払込期間：**10年**  
(90歳まで自動更新可能)

●がん治療のため、公的医療保険制度における**所定の先進医療**を受けられたとき



### 先進医療給付金

先進医療にかかわる技術料と同額

通算 **2,000万円**限度

がん特定治療保障特約・がん先進医療特約には、医療機関に給付金を直接お支払いするサービスがあります。 → 詳しくは、P.11

その他にもニーズにあわせてさまざまなオプションを追加できます

### 悪性新生物初回診断特約

保険期間・保険料払込期間：**終身**

●初めて**がん(悪性新生物)**\*4と**診断確定**されたとき

保険期間を通じて**1回**

診断保険金

**50万円**

10万円~250万円(10万円単位)で設定できます

\*4 上皮内新生物は対象となりません。

※保険金額は主契約の診断給付金額と合計して300万円までとなります。

### がん手術特約

●がんの治療のため、**所定の手術・放射線治療**を受けられたとき

お支払回数 **無制限**  
(放射線治療等は60日に1回を限度)

### 特約の保険料や保険金・給付金について

特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。

一方で、特約部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

# シヨンを追加できます。

がんの3大治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療)や緩和療養に備えたい方に

## がん治療特約

保険期間・保険料払込期間: 終身

① がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる  
所定の手術・放射線治療を受けられたとき

お支払事由に該当した月ごとに      お支払月数 無制限

② がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる  
所定の抗がん剤治療を受けられたとき、  
または、がん性疼痛の緩和のため、公的医療保険制度の  
対象となる所定の緩和療養を受けられたとき

お支払事由に該当した月ごとに      保険期間を通じて60か月まで

① 手術・放射線治療給付金

② 抗がん剤治療・緩和療養給付金

給付金月額 10万円

5万円～30万円(1万円単位)で設定できます

高額療養費制度による自己負担の上限額を  
参考にご設定ください。

高額療養費制度について [詳しくは、P.11](#)

※抗がん剤には、所定の内分泌療法薬(ホルモン剤)等を含みます。

※お支払いの対象となる治療や療養を同一の月に複数回受けられたときでも、給付金は重複してお支払いしません。

※同一の月に手術・放射線治療給付金および抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払事由に該当した場合には、手術・放射線治療給付金のみをお支払いし、抗がん剤治療・緩和療養給付金はお支払いしません。

がんの入院や通院に備えたい方に

## がん入院特約

保険期間・保険料払込期間: 終身

● がんの治療のため、所定の入院をされたとき

お支払日数 無制限

※同一の日に2回以上入院した場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。

入院給付金

入院給付金日額 1万円 × 入院日数

3千円～3万円(1千円単位)で設定できます

## がん通院特約

保険期間・保険料払込期間: 終身

(注) がん通院特約は、がん治療特約を  
あわせて付加する必要があります。

● がん治療特約の給付金のお支払いの対象となる治療  
または緩和療養を受け、以下の①から②までの期間内に  
がんの治療のため、所定の通院\*3をされたとき

① がん治療特約のお支払事由に該当した日の属する月の前々月の初日

② がん治療特約のお支払事由に該当した日の属する月の1年後の応当月の末日

お支払日数 無制限

\*3 がん性疼痛の緩和を目的とした  
緩和療養のための通院を含みます。

通院給付金

通院給付金日額 5千円 × 通院日数

3千円～2万円(1千円単位)で設定できます

【がん治療特約の給付金が2か月以上連続して支払われた場合の支払対象期間】

前々月の  
初日以降(①)

がん治療特約の  
お支払事由に  
該当した最初の月

がん治療特約の  
お支払事由に  
該当した最後の月

1年後の応当月の  
末日まで(②)

保険期間・保険料払込期間: 終身

手術給付金

10万円

5万円～30万円(5万円単位)で設定できます

## 抗がん剤治療特約

保険期間・保険料払込期間: 10年  
(90歳まで自動更新可能)

● がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる  
所定の抗がん剤治療を受けられたとき

お支払事由に該当した月ごとに      保険期間を通じて60か月まで

※抗がん剤には、所定の内分泌療法薬(ホルモン剤)等を含みます。

治療給付金

10万円

5万円または10万円で設定できます

⚠️ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

➡️ 保障内容について、P.21～22の注意事項を必ずご確認ください。

# がんの早期発見から治療まで、さまざまなサー

## 早期発見をサポート

### がんリスク検査優待サービス

提供：株式会社ウェルネス医療情報センター、Craif株式会社



ご契約者(\*)・被保険者  
およびそのご家族向け

優待  
割引

- 尿を用いた「**がんリスク検査**」を、提携医療機関にて、通常料金\*1より約5%~15%割引となる優待料金\*2でご利用いただけます。
- 医師から検査結果をご返却しますので、「リスクが高い」との検査結果の場合にも、スムーズに**医師によるアフターフォロー**を受けられます。
- 対象のがんの部位：肺がん・卵巣がん(順次拡大予定)(2022年2月2日現在)

\*1 通常料金はおおよそ3万円~4万円です。(割引前の価格です。料金は医療機関により異なります。)

\*2 医療機関によっては、割引が適用されない場合もあります。

**0120-633-877**

受付時間 平日9:30~17:30

(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、  
12/29~1/5は休業となります。)



サービスの開始日や提供医療機関等の詳細は、  
専用ホームページにてご確認ください。

専用ホームページ

[https://www7.tmn-anshin.co.jp/  
service/cancer/index.html](https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/cancer/index.html)



当社からのフォロー体制

- 「**メディカルアシスト**」で検査結果等のお悩み電話相談が可能
- 「**人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス**」がご利用可能
- 紹介状があれば、「**がん精密検査予約サービス**」がご利用可能

#### サービス利用にあたっての注意点

- ・責任開始前にかんがんと診断確定されていた場合、ご契約は無効となりますが、がんリスク検査の結果のみで、当社がご契約を無効にすることや診断給付金のお支払いをすることはありません。
- ・本検査は、がんのリスクを評価するものであり、がんの診断を行う検査ではありません。本検査の結果で「がんのリスクが低いと判定された方」でも、がんに罹患していないとは言い切れません。また、「がんのリスクが高いと判定された方」でも、必ずしもがんが罹患していることを示すものではありません。
- ・本検査は医療行為に該当するものではありません。本検査により得られる情報は、医師による診断に置き換えられるものでも、補充するものでもありません。医師その他の専門家の指導があるときは当該指導にしたがってください。

### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

提供：株式会社ウェルネス医療情報センター



ご契約者(\*)・被保険者  
およびそのご家族向け

優待  
割引

- 通常料金より約5%~20%割引となる優待料金\*3で、  
内容・場所・料金等、お客様のご希望にかなった施設の  
検索と予約ができます。

最寄りの医療機関の検索はこちら →



**0120-633-877**

受付時間 平日9:30~17:30

(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、  
12/29~1/5は休業となります。)

\*3 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

この他にもさまざまなサービスをご利用いただけます。詳しくはホーム

### メディカルアシスト (各種医療サービス)

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社



電話  
サービス



ご契約者(\*)・被保険者  
およびそのご家族向け

無料

- 日常のおからだの悩みから「もしも」

24時間365日対応

●緊急医療相談

事前予約

●がん専用相談

(\*)法人を除きます。



# ビスでお客様をサポートします。

## がんと診断されてからの治療やセカンドオピニオンをサポート

### Medical Note for 東京海上グループ

提供:株式会社メディカルノート



無料

- 専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。  
専用ホームページの注意事項もご確認ください。

専用ホームページ

<https://www.medicalnote-tm.jp/signup> →



#### 例えばこんなときに…

がんと診断され、  
主治医から複数の治療方法について  
説明を受けたが、決められない。  
セカンドオピニオンを聞きたい…



#### 病気に関する疑問の解消をサポートします

##### セカンドオピニオン予約サービス

各分野で専門的な医療を提供している  
病院から選んで予約\*4ができます。



自治体で受けたがん検診の結果  
「疑いあり」「要精密検査」となった。  
精密検査は専門的な病院で  
受けたいな…



##### がん精密検査予約サービス

専門的な医療を提供している病院から  
選んで受診の予約\*4ができます。



#### 医師・病院受診予約サービス

各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の  
予約\*4ができます。

その他  
にも

#### オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで気軽に医師・看護師に相談できます。

#### 病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修の信頼できる医療情報や病気・  
治療解説等を調べられます。

\*4 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。なお、予約可能な病院等は順次拡大予定です。

### がんお悩み訪問相談サービス

提供:東京海上日動メディカルサービス株式会社

電話・訪問  
サービス

ご契約者(\*)・被保険者  
およびそのご家族向け

無料

- がんと診断された場合、専門の相談員が訪問し、  
お客様のご不安やお悩みについて一緒に考え、  
お役にたてるような情報やツールをご提供します。



0120-363-992

予約受付 24時間・365日

## ページ等をご覧ください。

のときの緊急対応までサポート

- 一般の健康相談 ● 医療機関案内 ● 転院・患者移送手配\*5

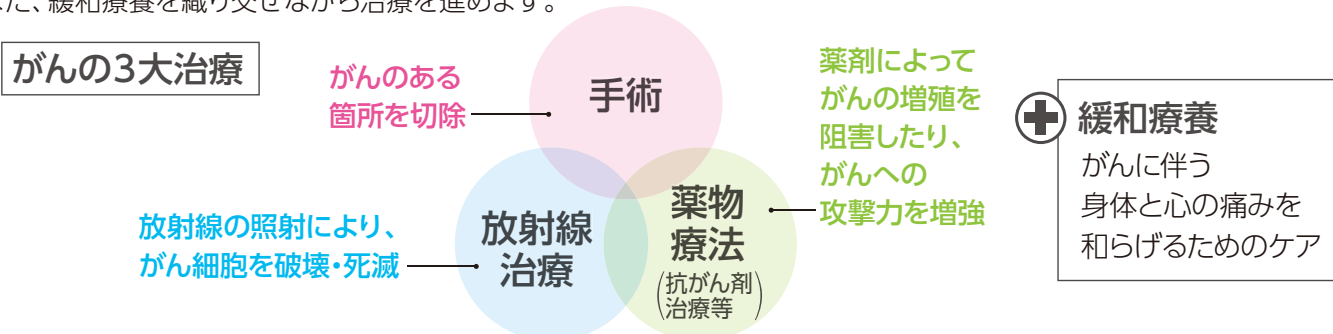
窓口 ● 予約制専門医相談(事前にご予約ください。) \*5 転院・移送の実費についてはお客様のご負担となります。

0120-363-992

サービスは予告なく変更される場合があります。詳しくは各サービスのチラシやホームページ等をご覧ください。

## Q がんにはどのような治療がありますか？

**A** がんの治療にはさまざまな方法がありますが、第一次選択となるのは「標準治療」です。「標準治療」は、科学的な根拠にもとづき、有効性や安全性について現時点で最良であるとされている治療です。この標準治療の柱となるのが、「がんの3大治療（手術・放射線治療・薬物療法（抗がん剤治療等）」です。「がんの3大治療」を組み合わせることで集学的治療を行います。また、緩和療養を織り交ぜながら治療を進めます。



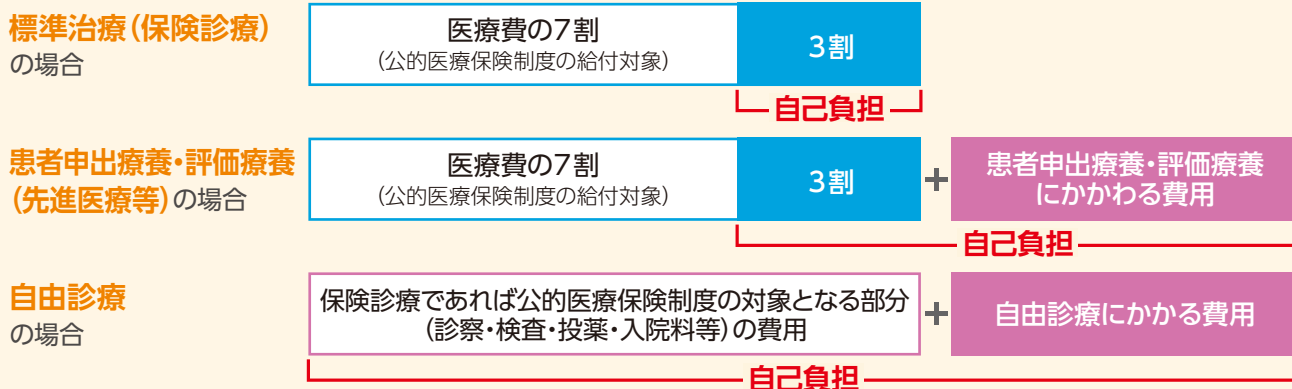
## Q 患者申出療養、評価療養、自由診療とは？

**A** 診療の種類と公的医療保険制度の給付の概要は次のとおりです。

診療の種類	診療の概要
保険診療	公的医療保険制度の給付対象となる診療です。
患者申出療養	高度の医療技術を用いた療養で、患者の申出にもとづき厚生労働大臣が定めるものをいいます。保険診療と自費診療の併用が認められていますが、患者申出療養にかかわる費用は自己負担となります。
評価療養(先進医療等)	高度の医療技術を用いた療養等で、公的医療保険制度の給付対象とするか否かの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。保険診療と自費診療の併用が認められていますが、評価療養にかかわる費用は自己負担となります。先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等）</li> <li>● 保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療（承認事項の変更申請がなされている場合等）など</li> </ul>
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。

### 公的医療保険制度による自己負担割合のイメージ (6歳以上70歳未満の場合)

● 「医療費」は、公的医療保険制度の対象となる部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用です。



- 公的医療保険制度の給付対象となる場合、医療費の自己負担額を軽減する「高額療養費制度」があります。詳しくは、P.11をご確認ください。
- 医療機関で治療を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度がある可能性があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

(注) 2021年10月現在の公的医療保険制度にもとづき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

# Q がん特定治療保障特約とがん先進医療特約の保障範囲は？

A 両特約の保障範囲の概要は、下表のとおりです。  
 <医療費の自己負担割合(6歳以上70歳未満の場合)>

	公的医療保険制度の 給付対象となる治療	先進医療 による治療	患者申出療養・評価療養 (除く先進医療)による治療	自由診療 による治療
治療に付随する診察・検査・ 入院等にかかる費用	3割負担	3割負担	3割負担	全額自己負担
治療そのものにかかる費用		全額自己負担	全額自己負担	

がん先進医療特約からお支払い!

がん特定治療保障特約からお支払い!

保障内容について → 詳しくは、P.5

# Q 自由診療にはどのようなものがありますか？

A 自由診療の多くは、未承認薬・適応外薬の使用によるものです。  
 主ながんの分野での未承認薬・適応外薬は167種類あります。(2021年8月末時点)

### 未承認薬

欧米では承認されているものの、日本では公的医療保険制度のもとでの使用が認められていない薬剤のことをいいます。

例 過去、日本では「未承認薬」だったキムリア®

### 適応外薬

薬剤としては日本でも承認されているものの、用法・用量や疾患によって公的医療保険制度のもとでの使用が認められていない薬剤のことをいいます。

例 尿路上皮がんでは「適応外薬」であるオプジーボ®

※「キムリア®」はノバルティスファーマ(株)の商品名であり、登録商標です。一般には「チサゲンレクルユーセル」と呼称されます。  
 「オプジーボ®」は小野薬品工業(株)の商品名であり、登録商標です。一般には「ニボルマブ」と呼称されます。

## 《欧米で承認され日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品の種類》

未承認薬 102 種				適応外薬 65 種			
未承認薬の例				適応外薬の例			
薬剤名	がん種	欧米承認	1か月の薬剤費	薬剤名	がん種	欧米承認	1か月の薬剤費
イデカブタジェン ピフルユーセル	多発性 骨髄腫	2021年3月	約4,195万円	アキシカブタゲン シロルユーセル	リンパ腫	2021年3月	約3,265万円
シプリューセルT	前立腺がん	2010年5月	約930万円	ポマリドミド	骨軟部腫瘍	2020年5月	約294万円
ペグアスパラガーゼ	白血病	2006年7月	約488万円	オプジーボ®	尿路上皮がん	2017年2月	約73万円

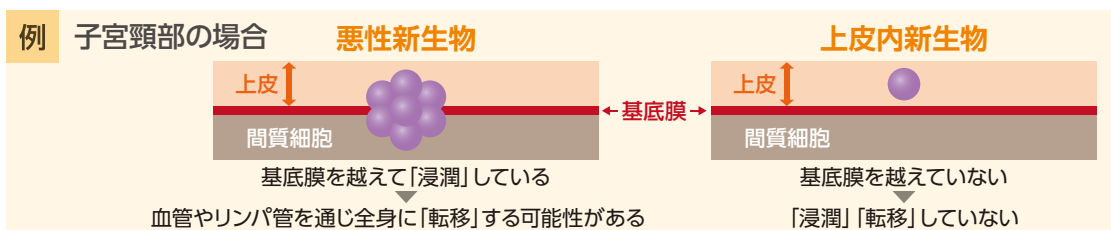
出典:国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2021年8月31日改訂版)」より当社作成

# Q 悪性新生物と上皮内新生物の違いは？

A 悪性新生物とは… 無秩序に増殖しながら周囲にしみ出るように広がったり(浸潤)、身体<sup>しんじゆん</sup>のあちこちに飛び火(転移)し、次から次へと新しいがん組織をつくってしまう腫瘍<sup>しゅよう</sup>をいいます。

上皮内新生物とは… 上皮内新生物は、「上皮内腫瘍」ともいいます。がん細胞が上皮細胞と間質細胞(組織)を境界している膜(基底膜<sup>きていまく</sup>)を破って浸潤していない状態です。浸潤していませんから、多くの場合、切除すれば治ります。

上皮内新生物の例 子宮頸部の上皮内がん・高度異形成、乳腺の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん 等



出典:国立がん研究センター  
 がん情報サービス  
 ホームページより  
 当社作成

## Q 高額療養費制度とは？



“高額療養費制度”  
についてはこちら！(動画:約2分)



**A** 原則、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関\*1でかかった医療費の総額(公的医療保険の対象となる治療)が自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が払い戻される制度です。事前に手続きをすることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることも可能です。

\*1 同一の医療機関等における自己負担(院外処方を含みます。)では限度額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。

70歳未満の場合	<b>例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 40歳</li> <li>● 年収約370万円～約770万円(下記の所得区分③の場合)</li> </ul>	1か月に総医療費が100万円かかった場合	自己負担額 87,430円
----------	----------	---	----------------------	------------------

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額*2
① 年収約1,160万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
② 年収約 770万円～約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③ 年収約 370万円～約 770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④ 年収約 370万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

\*2 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります。

出典:厚生労働省のホームページ等をもとに当社作成

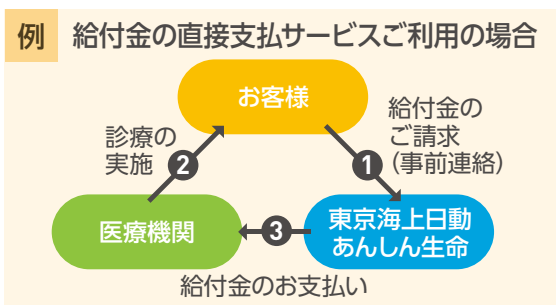
(注) 2021年10月現在の公的医療保険制度にもとづき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

## Q 給付金の直接支払サービスとは？

**A** 当社から医療機関に給付金を直接お支払いできるサービスです。当社が提携する医療機関でがん特定治療保障特約・がん先進医療特約の対象となる所定の診療を受けられた場合に、給付金受取人からのお申出により、医療機関に対して所定の給付金を直接お支払いします。サービスの対象となる診療費について、お客様に一時的なご負担をいただくことなく、医療機関で診療を受けることができます。サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件については、専用ホームページ(<https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/tyokusetsu/sentakku/index.html>)をご確認ください。

**サービス利用にあたってのご注意**

- ・診療を受けられる前に最新の提携医療機関をご確認ください。
- ・診療を受けられる前に、当社への事前連絡が必要となります。
- ・がん先進医療特約は、2022年2月現在、重粒子線治療、陽子線治療が対象です。
- ・給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、当社所定のお取扱条件を満たす必要があります。



サービスの対象となる医療機関は、スマートフォン等から下記の二次元コードを読み取ってご覧ください。



<b>サービスに関するお問合せ・連絡先</b>	保険金請求受付専用ダイヤル <b>0120-536-338</b>	受付時間 平日 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)
-------------------------	--------------------------------------	---

## Q がん診断保険Rは生命保険料控除の対象になりますか？

**A** がん診断保険Rの保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となるのは、同条件で、健康還付特則が付加されていないがん診断保険(無解約返戻金型)の保険料相当額となります。詳細は当社の取扱者/代理店にお問い合わせいただくか、当社から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

## Q 健康還付給付金のお受取り対象年齢より前に死亡した場合は？

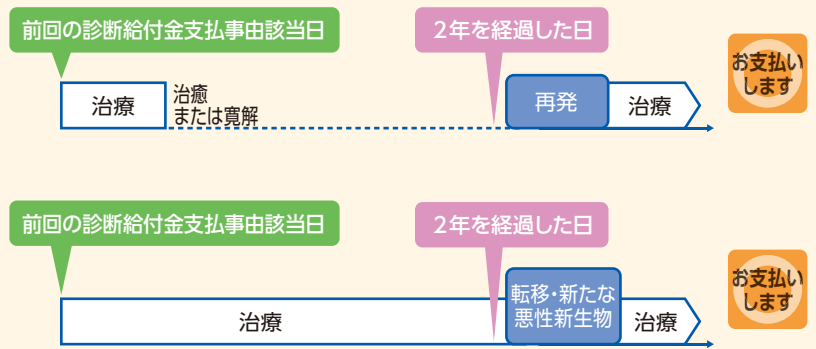
**A** 被保険者が保険期間中で健康還付給付金支払日より前に死亡された場合、解約返戻金があればこれと同額の返戻金をお支払いします。

# Q 2回目以降の診断給付金はどのようなときに支払われますか？

**A** 2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日（診断給付金が支払われた場合に限り、以下「前回の診断給付金支払事由該当日」といいます。）からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。また、前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年以内に診断給付金のお支払事由に新たに該当し、前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降にがんの治療を直接の目的とした入院を開始した場合や入院または通院による治療を行っているとき（その治療を行った日において治癒または寛解状態\*でない場合に限り、）には、その治療を行った日に新たな診断給付金のお支払事由に該当したものとみなして診断給付金をお支払いします。

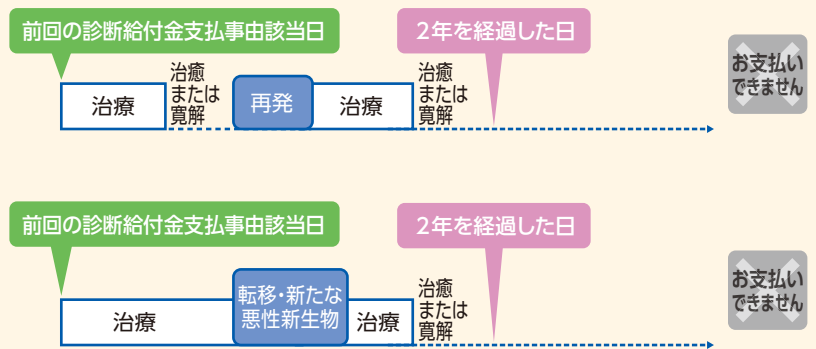
## ケース 1

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に、再発・転移・新たな悪性新生物が生じた等、診断給付金のお支払事由に該当したとき。



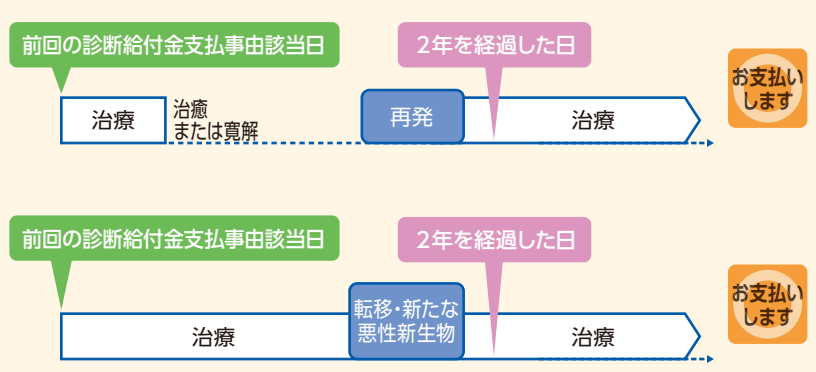
## ケース 2

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過する前に、悪性新生物と診断された後、治癒または寛解状態\*となったとき。



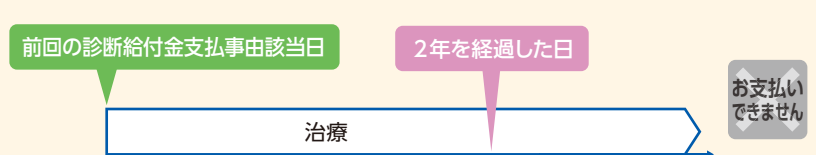
## ケース 3

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年以内に再発・転移・新たな悪性新生物が生じた等、診断給付金のお支払事由に該当したときで、2年経過した日の翌日以降に悪性新生物の治療を直接の目的とした入院を開始した場合や入院または通院による治療を行っているとき。（その治療を行った日において治癒または寛解状態\*でない場合に限り。）



## ケース 4

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降も入院や通院で治療を継続されている場合で、転移や新たな悪性新生物が生じていないとき。



\*治癒または寛解状態とは、悪性新生物を治療したことにより、悪性新生物が認められない状態をいいます。



主契約

(単位:円)



ご契約年齢(歳)	診断給付金						健康還付給付金 お受取り 対象年齢	ご契約年齢(歳)	がん特定治療 保障特約*1 1億円限度
	100万円		200万円		300万円				
	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金			
0	1,970	1,654,800	3,940	3,309,600	5,910	4,964,400	70歳	0	500
1	2,000	1,656,000	4,000	3,312,000	6,000	4,968,000		1	500
2	2,029	1,655,664	4,058	3,311,328	6,087	4,966,992		2	500
3	2,057	1,653,828	4,114	3,307,656	6,171	4,961,484		3	500
4	2,091	1,656,072	4,182	3,312,144	6,273	4,968,216		4	500
5	2,127	1,659,060	4,254	3,318,120	6,381	4,977,180		5	500
6	2,162	1,660,416	4,324	3,320,832	6,486	4,981,248		6	500
7	2,198	1,661,688	4,396	3,323,376	6,594	4,985,064		7	500
8	2,237	1,664,328	4,474	3,328,656	6,711	4,992,984		8	500
9	2,281	1,669,692	4,562	3,339,384	6,843	5,009,076		9	500
10	2,320	1,670,400	4,640	3,340,800	6,960	5,011,200		10	500
11	2,356	1,668,048	4,712	3,336,096	7,068	5,004,144		11	500
12	2,395	1,666,920	4,790	3,333,840	7,185	5,000,760		12	500
13	2,456	1,679,904	4,912	3,359,808	7,368	5,039,712		13	500
14	2,499	1,679,328	4,998	3,358,656	7,497	5,037,984		14	500
15	2,545	1,679,700	5,090	3,359,400	7,635	5,039,100		15	500
16	2,594	1,680,912	5,188	3,361,824	7,782	5,042,736		16	500
17	2,644	1,681,584	5,288	3,363,168	7,932	5,044,752		17	500
18	2,727	1,701,648	5,454	3,403,296	8,181	5,104,944		18	500
19	2,788	1,706,256	5,576	3,412,512	8,364	5,118,768		19	500
20	2,850	1,710,000	5,700	3,420,000	8,550	5,130,000		20	500
21	2,917	1,715,196	5,834	3,430,392	8,751	5,145,588		21	500
22	2,982	1,717,632	5,964	3,435,264	8,946	5,152,896		22	500
23	3,082	1,738,248	6,164	3,476,496	9,246	5,214,744		23	500
24	3,157	1,742,664	6,314	3,485,328	9,471	5,227,992		24	500
25	3,236	1,747,440	6,472	3,494,880	9,708	5,242,320	25	500	
26	3,326	1,756,128	6,652	3,512,256	9,978	5,268,384	26	500	
27	3,418	1,763,688	6,836	3,527,376	10,254	5,291,064	27	500	
28	3,541	1,784,664	7,082	3,569,328	10,623	5,353,992	28	500	
29	3,648	1,794,816	7,296	3,589,632	10,944	5,384,448	29	500	
30	3,760	1,804,800	7,520	3,609,600	11,280	5,414,400	30	500	
31	3,857	1,805,076	7,714	3,610,152	11,571	5,415,228	31	500	
32	3,938	1,795,728	7,876	3,591,456	11,814	5,387,184	32	500	
33	4,049	1,797,756	8,098	3,595,512	12,147	5,393,268	33	500	
34	4,146	1,791,072	8,292	3,582,144	12,438	5,373,216	34	500	
35	4,276	1,795,920	8,552	3,591,840	12,828	5,387,760	35	500	
36	4,394	1,792,752	8,788	3,585,504	13,182	5,378,256	36	500	
37	4,545	1,799,820	9,090	3,599,640	13,635	5,399,460	37	500	
38	4,680	1,797,120	9,360	3,594,240	14,040	5,391,360	38	500	
39	4,853	1,805,316	9,706	3,610,632	14,559	5,415,948	39	500	
40	5,010	1,803,600	10,020	3,607,200	15,030	5,410,800	40	500	
41	5,210	1,813,080	10,420	3,626,160	15,630	5,439,240	41	500	
42	5,391	1,811,376	10,782	3,622,752	16,173	5,434,128	42	500	
43	5,605	1,816,020	11,210	3,632,040	16,815	5,448,060	43	500	
44	5,805	1,811,160	11,610	3,622,320	17,415	5,433,480	44	500	
45	6,037	1,811,100	12,074	3,622,200	18,111	5,433,300	45	500	
46	6,280	1,808,640	12,560	3,617,280	18,840	5,425,920	46	500	
47	6,498	1,793,448	12,996	3,586,896	19,494	5,380,344	47	500	
48	6,748	1,781,472	13,496	3,562,944	20,244	5,344,416	48	500	
49	6,976	1,757,952	13,952	3,515,904	20,928	5,273,856	49	500	
50	7,230	1,735,200	14,460	3,470,400	21,690	5,205,600	50	500	
51	7,534	2,169,792	15,068	4,339,584	22,602	6,509,376	75歳	51	500
52	7,851	2,166,876	15,702	4,333,752	23,553	6,500,628		52	500
53	8,178	2,158,992	16,356	4,317,984	24,534	6,476,976		53	500
54	8,503	2,142,756	17,006	4,285,512	25,509	6,428,268		54	500
55	8,820	2,116,800	17,640	4,233,600	26,460	6,350,400		55	500
56	9,179	2,643,552	18,358	5,287,104	27,537	7,930,656	80歳	56	500
57	9,554	2,636,904	19,108	5,273,808	28,662	7,910,712		57	500
58	9,936	2,623,104	19,872	5,246,208	29,808	7,869,312		58	500
59	10,318	2,600,136	20,636	5,200,272	30,954	7,800,408		59	500
60	10,700	2,568,000	21,400	5,136,000	32,100	7,704,000		60	500

実際の健康還付給付金について

⚠ 所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料\*からそれまでにお受け取りいただいた診断給付金を差し引いた額になります。  
 \* 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、悪性新生物保険料払込免除特別を付加しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

オプション(特約)

(単位:円)

がん先進医療特約*1	がん治療特約		がん入院特約	がん通院特約*2		悪性新生物初回診断特約*3		がん手術特約	抗がん剤治療特約*1	ご契約年齢(歳)
	2,000万円限度	月額:10万円		月額:20万円	月額:1万円	月額:5千円	月額:1万円			
99	1,230	2,460	173	140	280	259	518	69	150	0
99	1,240	2,480	176	140	280	262	524	73	150	1
99	1,250	2,500	180	145	290	265	530	78	150	2
99	1,270	2,540	185	145	290	268	537	83	150	3
99	1,280	2,560	189	150	300	272	544	87	150	4
99	1,290	2,580	194	150	300	275	551	92	150	5
99	1,300	2,600	198	155	310	279	558	97	150	6
99	1,320	2,640	204	155	310	283	566	101	150	7
99	1,330	2,660	209	160	320	287	575	106	150	8
99	1,350	2,700	215	160	320	292	584	111	150	9
99	1,360	2,720	221	165	330	297	594	116	150	10
99	1,370	2,740	227	170	340	302	604	122	150	11
99	1,390	2,780	233	175	350	307	615	127	150	12
99	1,400	2,800	240	180	360	312	625	133	150	13
99	1,420	2,840	247	185	370	318	637	138	150	14
99	1,430	2,860	255	190	380	325	650	144	150	15
99	1,450	2,900	264	195	390	331	663	150	150	16
99	1,460	2,920	274	200	400	339	678	156	150	17
99	1,480	2,960	285	210	420	346	692	162	160	18
99	1,490	2,980	296	215	430	354	708	168	160	19
99	1,510	3,020	308	220	440	362	725	174	160	20
99	1,530	3,060	321	230	460	371	743	180	160	21
99	1,540	3,080	336	235	470	380	760	186	160	22
99	1,560	3,120	352	245	490	390	780	192	170	23
99	1,570	3,140	368	250	500	400	801	199	170	24
99	1,590	3,180	385	260	520	411	822	206	170	25
99	1,610	3,220	405	270	540	422	845	212	170	26
99	1,630	3,260	425	280	560	434	869	220	170	27
99	1,660	3,320	445	285	570	447	894	227	180	28
99	1,680	3,360	468	295	590	460	921	234	180	29
99	1,700	3,400	491	305	610	475	950	242	180	30
99	1,730	3,460	515	315	630	489	979	250	200	31
99	1,760	3,520	541	325	650	506	1,012	258	220	32
99	1,780	3,560	567	330	660	522	1,045	267	250	33
99	1,810	3,620	596	340	680	541	1,082	276	270	34
99	1,840	3,680	626	350	700	559	1,119	286	290	35
99	1,870	3,740	658	360	720	580	1,160	296	320	36
99	1,900	3,800	691	370	740	602	1,204	305	350	37
99	1,940	3,880	727	375	750	625	1,250	316	380	38
99	1,970	3,940	764	385	770	649	1,298	327	410	39
99	2,000	4,000	804	395	790	675	1,350	339	440	40
99	2,040	4,080	888	405	810	682	1,364	351	500	41
99	2,080	4,160	976	420	840	695	1,390	363	570	42
99	2,130	4,260	1,066	430	860	706	1,412	376	630	43
99	2,170	4,340	1,157	445	890	722	1,444	389	700	44
99	2,210	4,420	1,252	455	910	736	1,473	404	760	45
99	2,260	4,520	1,348	470	940	773	1,547	419	810	46
99	2,310	4,620	1,449	480	960	812	1,625	433	860	47
99	2,370	4,740	1,550	495	990	854	1,708	449	920	48
99	2,420	4,840	1,656	505	1,010	897	1,795	466	970	49
99	2,470	4,940	1,763	520	1,040	943	1,886	484	1,020	50
99	2,530	5,060	1,862	525	1,050	997	1,994	498	1,060	51
99	2,600	5,200	1,961	530	1,060	1,052	2,105	515	1,100	52
99	2,660	5,320	2,067	535	1,070	1,111	2,223	531	1,150	53
99	2,730	5,460	2,173	540	1,080	1,172	2,345	548	1,190	54
99	2,790	5,580	2,285	545	1,090	1,237	2,475	565	1,230	55
99	2,870	5,740	2,397	565	1,130	1,304	2,609	583	1,290	56
99	2,950	5,900	2,517	585	1,170	1,375	2,750	601	1,340	57
99	3,040	6,080	2,636	600	1,200	1,447	2,895	620	1,400	58
99	3,120	6,240	2,761	620	1,240	1,524	3,049	638	1,450	59
99	3,200	6,400	2,887	640	1,280	1,602	3,204	657	1,510	60

\*1 主契約の保険期間・保険料払込期間にかかわらず、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年・5年、がん先進医療特約および抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年・10年になります。最長90歳まで自動更新が可能です。更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されるため、上記保険料とは異なる場合があります。

\*2 がん通院特約は、がん治療特約をあわせて付加する必要があります。

\*3 悪性新生物初回診断特約の保険金額は、主契約の診断給付金額と合計して300万円までとなります。

男性

月払保険料・健康還付給付金

悪性新生物保険料払込免除特則

付加なし



主契約

(単位:円)



ご契約年齢(歳)	診断給付金						健康還付給付金 お受取り 対象年齢	ご契約年齢(歳)	がん特定治療 保障特約*1 1億円限度
	100万円		200万円		300万円				
	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金			
0	2,060	1,654,800	4,120	3,309,600	6,180	4,964,400	0	508	
1	2,093	1,656,000	4,186	3,312,000	6,279	4,968,000	1	508	
2	2,124	1,655,664	4,248	3,311,328	6,372	4,966,992	2	508	
3	2,155	1,653,828	4,310	3,307,656	6,465	4,961,484	3	508	
4	2,193	1,656,072	4,386	3,312,144	6,579	4,968,216	4	508	
5	2,232	1,659,060	4,464	3,318,120	6,696	4,977,180	5	508	
6	2,271	1,660,416	4,542	3,320,832	6,813	4,981,248	6	508	
7	2,311	1,661,688	4,622	3,323,376	6,933	4,985,064	7	508	
8	2,355	1,664,328	4,710	3,328,656	7,065	4,992,984	8	508	
9	2,405	1,669,692	4,810	3,339,384	7,215	5,009,076	9	508	
10	2,450	1,670,400	4,900	3,340,800	7,350	5,011,200	10	508	
11	2,495	1,668,048	4,990	3,336,096	7,485	5,004,144	11	508	
12	2,544	1,666,920	5,088	3,333,840	7,632	5,000,760	12	508	
13	2,618	1,679,904	5,236	3,359,808	7,854	5,039,712	13	507	
14	2,674	1,679,328	5,348	3,358,656	8,022	5,037,984	14	507	
15	2,733	1,679,700	5,466	3,359,400	8,199	5,039,100	15	507	
16	2,797	1,680,912	5,594	3,361,824	8,391	5,042,736	16	508	
17	2,862	1,681,584	5,724	3,363,168	8,586	5,044,752	17	508	
18	2,967	1,701,648	5,934	3,403,296	8,901	5,104,944	18	508	
19	3,048	1,706,256	6,096	3,412,512	9,144	5,118,768	19	509	
20	3,132	1,710,000	6,264	3,420,000	9,396	5,130,000	20	510	
21	3,208	1,715,196	6,416	3,430,392	9,624	5,145,588	21	510	
22	3,284	1,717,632	6,568	3,435,264	9,852	5,152,896	22	511	
23	3,399	1,738,248	6,798	3,476,496	10,197	5,214,744	23	511	
24	3,490	1,742,664	6,980	3,485,328	10,470	5,227,992	24	511	
25	3,583	1,747,440	7,166	3,494,880	10,749	5,242,320	25	511	
26	3,689	1,756,128	7,378	3,512,256	11,067	5,268,384	26	511	
27	3,800	1,763,688	7,600	3,527,376	11,400	5,291,064	27	512	
28	3,946	1,784,664	7,892	3,569,328	11,838	5,353,992	28	512	
29	4,076	1,794,816	8,152	3,589,632	12,228	5,384,448	29	512	
30	4,210	1,804,800	8,420	3,609,600	12,630	5,414,400	30	512	
31	4,330	1,805,076	8,660	3,610,152	12,990	5,415,228	31	513	
32	4,434	1,795,728	8,868	3,591,456	13,302	5,387,184	32	513	
33	4,576	1,797,756	9,152	3,595,512	13,728	5,393,268	33	514	
34	4,704	1,791,072	9,408	3,582,144	14,112	5,373,216	34	515	
35	4,873	1,795,920	9,746	3,591,840	14,619	5,387,760	35	515	
36	5,028	1,792,752	10,056	3,585,504	15,084	5,378,256	36	517	
37	5,227	1,799,820	10,454	3,599,640	15,681	5,399,460	37	518	
38	5,409	1,797,120	10,818	3,594,240	16,227	5,391,360	38	519	
39	5,642	1,805,316	11,284	3,610,632	16,926	5,415,948	39	521	
40	5,860	1,803,600	11,720	3,607,200	17,580	5,410,800	40	523	
41	6,114	1,813,080	12,228	3,626,160	18,342	5,439,240	41	525	
42	6,348	1,811,376	12,696	3,622,752	19,044	5,434,128	42	528	
43	6,626	1,816,020	13,252	3,632,040	19,878	5,448,060	43	531	
44	6,891	1,811,160	13,782	3,622,320	20,673	5,433,480	44	534	
45	7,201	1,811,100	14,402	3,622,200	21,603	5,433,300	45	538	
46	7,529	1,808,640	15,058	3,617,280	22,587	5,425,920	46	543	
47	7,835	1,793,448	15,670	3,586,896	23,505	5,380,344	47	548	
48	8,183	1,781,472	16,366	3,562,944	24,549	5,344,416	48	554	
49	8,515	1,757,952	17,030	3,515,904	25,545	5,273,856	49	561	
50	8,880	1,735,200	17,760	3,470,400	26,640	5,205,600	50	568	
51	9,117	2,169,792	18,234	4,339,584	27,351	6,509,376	51	575	
52	9,573	2,166,876	19,146	4,333,752	28,719	6,500,628	52	584	
53	10,050	2,158,992	20,100	4,317,984	30,150	6,476,976	53	592	
54	10,533	2,142,756	21,066	4,285,512	31,599	6,428,268	54	601	
55	11,020	2,116,800	22,040	4,233,600	33,060	6,350,400	55	611	
56	11,283	2,643,552	22,566	5,287,104	33,849	7,930,656	56	620	
57	11,815	2,636,904	23,630	5,273,808	35,445	7,910,712	57	630	
58	12,363	2,623,104	24,726	5,246,208	37,089	7,869,312	58	639	
59	12,917	2,600,136	25,834	5,200,272	38,751	7,800,408	59	649	
60	13,480	2,568,000	26,960	5,136,000	40,440	7,704,000	60	660	

70歳

75歳

80歳

実際の健康還付給付金について

⚠ 所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料\*からそれまでにお受け取りいただいた診断給付金を差し引いた額になります。  
 \* 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、悪性新生物保険料払込免除特約を付加しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。



オプション(特約)

(単位:円)

がん先進医療特約*1	がん治療特約		がん入院特約	がん通院特約*2		悪性新生物初回診断特約*3		がん手術特約	抗がん剤治療特約*1	ご契約年齢(歳)
	2,000万円限度	月額:10万円		月額:20万円	日額:1万円	日額:5千円	日額:1万円			
101	1,290	2,580	181	145	290	259	518	72	160	0
101	1,300	2,600	184	145	290	262	524	76	160	1
101	1,310	2,620	189	150	300	265	530	82	160	2
101	1,330	2,660	194	150	300	268	537	87	160	3
100	1,350	2,700	199	160	320	272	544	92	160	4
100	1,360	2,720	205	160	320	275	551	97	160	5
100	1,370	2,740	209	165	330	279	558	102	160	6
100	1,400	2,800	216	165	330	283	566	107	160	7
100	1,410	2,820	222	170	340	287	575	112	160	8
100	1,430	2,860	229	170	340	292	584	118	160	9
100	1,450	2,900	235	175	350	297	594	124	160	10
100	1,460	2,920	242	180	360	302	604	130	160	11
100	1,490	2,980	250	190	380	307	615	136	160	12
100	1,500	3,000	258	195	390	312	625	143	160	13
101	1,530	3,060	266	200	400	318	637	149	160	14
101	1,540	3,080	276	205	410	325	650	156	160	15
101	1,570	3,140	286	210	420	331	663	163	160	16
101	1,590	3,180	298	220	440	339	678	170	170	17
101	1,610	3,220	311	230	460	346	692	177	180	18
101	1,630	3,260	324	235	470	354	708	184	180	19
101	1,660	3,320	339	240	480	362	725	192	180	20
101	1,680	3,360	354	255	510	371	743	198	180	21
101	1,700	3,400	370	260	520	380	760	205	190	22
101	1,720	3,440	388	270	540	390	780	212	210	23
101	1,730	3,460	406	275	550	400	801	220	210	24
102	1,760	3,520	425	290	580	411	822	228	220	25
102	1,780	3,560	448	300	600	422	845	235	220	26
102	1,810	3,620	471	310	620	434	869	244	220	27
102	1,840	3,680	494	315	630	447	894	253	230	28
102	1,870	3,740	521	330	660	460	921	261	230	29
102	1,900	3,800	547	340	680	475	950	270	230	30
102	1,940	3,880	577	355	710	489	979	281	250	31
102	1,980	3,960	609	365	730	506	1,012	291	280	32
102	2,010	4,020	642	375	750	522	1,045	302	310	33
103	2,060	4,120	678	385	770	541	1,082	313	340	34
103	2,100	4,200	716	400	800	559	1,119	327	370	35
103	2,150	4,300	757	415	830	580	1,160	340	410	36
104	2,200	4,400	799	430	860	602	1,204	353	460	37
104	2,260	4,520	846	435	870	625	1,250	368	510	38
105	2,300	4,600	896	450	900	649	1,298	383	550	39
105	2,350	4,700	949	465	930	675	1,350	400	600	40
106	2,420	4,840	1,056	480	960	682	1,364	418	680	41
107	2,490	4,980	1,171	505	1,010	695	1,390	436	790	42
108	2,570	5,140	1,290	520	1,040	706	1,412	455	890	43
108	2,640	5,280	1,412	545	1,090	722	1,444	475	1,000	44
110	2,710	5,420	1,542	560	1,120	736	1,473	498	1,090	45
111	2,800	5,600	1,676	585	1,170	773	1,547	520	1,180	46
112	2,890	5,780	1,819	600	1,200	812	1,625	543	1,260	47
114	3,000	6,000	1,966	630	1,260	854	1,708	569	1,370	48
115	3,090	6,180	2,122	650	1,300	897	1,795	597	1,470	49
117	3,190	6,380	2,282	675	1,350	943	1,886	627	1,570	50
118	3,300	6,600	2,434	685	1,370	997	1,994	652	1,640	51
120	3,420	6,840	2,590	695	1,390	1,052	2,105	680	1,720	52
122	3,540	7,080	2,757	710	1,420	1,111	2,223	708	1,810	53
124	3,670	7,340	2,928	725	1,450	1,172	2,345	738	1,880	54
126	3,780	7,560	3,109	735	1,470	1,237	2,475	769	1,950	55
128	3,920	7,840	3,293	770	1,540	1,304	2,609	801	2,060	56
130	4,070	8,140	3,491	805	1,610	1,375	2,750	833	2,150	57
132	4,230	8,460	3,690	835	1,670	1,447	2,895	867	2,240	58
133	4,390	8,780	3,899	870	1,740	1,524	3,049	901	2,330	59
134	4,540	9,080	4,110	905	1,810	1,602	3,204	936	2,410	60

\*1 主契約の保険期間・保険料払込期間にかかわらず、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年・5年、がん先進医療特約および抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年・10年になります。最長90歳まで自動更新が可能です。更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されるため、上記保険料とは異なる場合があります。

\*2 がん通院特約は、がん治療特約をあわせて付加する必要があります。

\*3 悪性新生物初回診断特約の保険金額は、主契約の診断給付金額と合計して300万円までとなります。

男性

月払保険料・健康還付給付金

悪性新生物保険料払込免除特則

付加あり



主契約

(単位:円)



ご契約年齢(歳)	診断給付金						健康還付給付金 お受取り 対象年齢	ご契約年齢(歳)	がん特定治療 保障特約*1 1億円限度
	100万円		200万円		300万円				
	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金			
0	1,980	1,663,200	3,960	3,326,400	5,940	4,989,600	0	500	
1	2,018	1,670,904	4,036	3,341,808	6,054	5,012,712	1	500	
2	2,055	1,676,880	4,110	3,353,760	6,165	5,030,640	2	500	
3	2,093	1,682,772	4,186	3,365,544	6,279	5,048,316	3	500	
4	2,135	1,690,920	4,270	3,381,840	6,405	5,072,760	4	500	
5	2,178	1,698,840	4,356	3,397,680	6,534	5,096,520	5	500	
6	2,221	1,705,728	4,442	3,411,456	6,663	5,117,184	6	500	
7	2,271	1,716,876	4,542	3,433,752	6,813	5,150,628	7	500	
8	2,316	1,723,104	4,632	3,446,208	6,948	5,169,312	8	500	
9	2,369	1,734,108	4,738	3,468,216	7,107	5,202,324	9	500	
10	2,420	1,742,400	4,840	3,484,800	7,260	5,227,200	10	500	
11	2,471	1,749,468	4,942	3,498,936	7,413	5,248,404	11	500	
12	2,499	1,739,304	4,998	3,478,608	7,497	5,217,912	12	500	
13	2,554	1,746,936	5,108	3,493,872	7,662	5,240,808	13	500	
14	2,589	1,739,808	5,178	3,479,616	7,767	5,219,424	14	500	
15	2,649	1,748,340	5,298	3,496,680	7,947	5,245,020	15	500	
16	2,685	1,739,880	5,370	3,479,760	8,055	5,219,640	16	500	
17	2,752	1,750,272	5,504	3,500,544	8,256	5,250,816	17	500	
18	2,797	1,745,328	5,594	3,490,656	8,391	5,235,984	18	500	
19	2,869	1,755,828	5,738	3,511,656	8,607	5,267,484	19	500	
20	2,940	1,764,000	5,880	3,528,000	8,820	5,292,000	20	500	
21	2,989	1,757,532	5,978	3,515,064	8,967	5,272,596	21	500	
22	3,060	1,762,560	6,120	3,525,120	9,180	5,287,680	22	500	
23	3,114	1,756,296	6,228	3,512,592	9,342	5,268,888	23	500	
24	3,189	1,760,328	6,378	3,520,656	9,567	5,280,984	24	500	
25	3,244	1,751,760	6,488	3,503,520	9,732	5,255,280	25	500	
26	3,325	1,755,600	6,650	3,511,200	9,975	5,266,800	26	500	
27	3,386	1,747,176	6,772	3,494,352	10,158	5,241,528	27	500	
28	3,468	1,747,872	6,936	3,495,744	10,404	5,243,616	28	500	
29	3,532	1,737,744	7,064	3,475,488	10,596	5,213,232	29	500	
30	3,620	1,737,600	7,240	3,475,200	10,860	5,212,800	30	500	
31	3,661	1,713,348	7,322	3,426,696	10,983	5,140,044	31	500	
32	3,706	1,689,936	7,412	3,379,872	11,118	5,069,808	32	500	
33	3,773	1,675,212	7,546	3,350,424	11,319	5,025,636	33	500	
34	3,821	1,650,672	7,642	3,301,344	11,463	4,952,016	34	500	
35	3,867	1,624,140	7,734	3,248,280	11,601	4,872,420	35	500	
36	3,909	1,594,872	7,818	3,189,744	11,727	4,784,616	36	500	
37	3,957	1,566,972	7,914	3,133,944	11,871	4,700,916	37	500	
38	4,027	1,546,368	8,054	3,092,736	12,081	4,639,104	38	500	
39	4,070	1,514,040	8,140	3,028,080	12,210	4,542,120	39	500	
40	4,110	1,479,600	8,220	2,959,200	12,330	4,438,800	40	500	
41	4,137	1,439,676	8,274	2,879,352	12,411	4,319,028	41	500	
42	4,161	1,398,096	8,322	2,796,192	12,483	4,194,288	42	500	
43	4,211	1,364,364	8,422	2,728,728	12,633	4,093,092	43	500	
44	4,230	1,319,760	8,460	2,639,520	12,690	3,959,280	44	500	
45	4,251	1,275,300	8,502	2,550,600	12,753	3,825,900	45	500	
46	4,271	1,230,048	8,542	2,460,096	12,813	3,690,144	46	500	
47	4,289	1,183,764	8,578	2,367,528	12,867	3,551,292	47	500	
48	4,331	1,143,384	8,662	2,286,768	12,993	3,430,152	48	500	
49	4,350	1,096,200	8,700	2,192,400	13,050	3,288,600	49	500	
50	4,370	1,048,800	8,740	2,097,600	13,110	3,146,400	50	500	
51	4,696	1,352,448	9,392	2,704,896	14,088	4,057,344	51	500	
52	4,824	1,331,424	9,648	2,662,848	14,472	3,994,272	52	500	
53	4,955	1,308,120	9,910	2,616,240	14,865	3,924,360	53	500	
54	5,084	1,281,168	10,168	2,562,336	15,252	3,843,504	54	500	
55	5,210	1,250,400	10,420	2,500,800	15,630	3,751,200	55	500	
56	5,524	1,590,912	11,048	3,181,824	16,572	4,772,736	56	500	
57	5,687	1,569,612	11,374	3,139,224	17,061	4,708,836	57	500	
58	5,856	1,545,984	11,712	3,091,968	17,568	4,637,952	58	500	
59	6,022	1,517,544	12,044	3,035,088	18,066	4,552,632	59	500	
60	6,190	1,485,600	12,380	2,971,200	18,570	4,456,800	60	500	

70歳

75歳

80歳

実際の健康還付給付金について

⚠ 所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料\*からそれまでにお受け取りいただいた診断給付金を差し引いた額になります。  
 \* 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、悪性新生物保険料払込免除特別を付加しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

オプション(特約)

(単位:円)

がん先進医療特約*1	がん治療特約		がん入院特約	がん通院特約*2			悪性新生物初回診断特約*3		がん手術特約	抗がん剤治療特約*1	ご契約年齢(歳)
	2,000万円限度	月額:10万円		月額:20万円	月額:1万円	月額:5千円	月額:1万円	50万円			
99	1,310	2,620	104	155	310	193	387	78	110	0	
99	1,320	2,640	107	160	320	196	393	81	110	1	
99	1,330	2,660	111	165	330	200	400	85	110	2	
99	1,340	2,680	114	165	330	203	406	89	110	3	
99	1,350	2,700	118	170	340	207	414	93	110	4	
99	1,360	2,720	121	175	350	210	421	96	110	5	
99	1,370	2,740	125	180	360	214	428	99	110	6	
99	1,380	2,760	129	185	370	218	436	103	120	7	
99	1,400	2,800	134	190	380	222	445	107	120	8	
99	1,410	2,820	138	195	390	227	455	111	130	9	
99	1,420	2,840	143	200	400	232	464	115	130	10	
99	1,430	2,860	148	205	410	237	475	120	140	11	
99	1,440	2,880	153	210	420	243	486	124	150	12	
99	1,450	2,900	159	220	440	248	496	128	150	13	
99	1,460	2,920	164	225	450	254	509	133	160	14	
99	1,470	2,940	170	230	460	261	522	138	170	15	
99	1,480	2,960	176	235	470	267	535	142	180	16	
99	1,490	2,980	183	240	480	275	550	147	190	17	
99	1,500	3,000	191	250	500	282	564	152	190	18	
99	1,510	3,020	198	255	510	290	580	158	200	19	
99	1,520	3,040	206	260	520	298	597	163	210	20	
99	1,530	3,060	215	265	530	307	614	166	220	21	
99	1,540	3,080	223	265	530	316	632	171	220	22	
99	1,560	3,120	232	270	540	325	651	176	230	23	
99	1,570	3,140	241	270	540	335	670	181	230	24	
99	1,580	3,160	252	275	550	345	690	185	240	25	
99	1,590	3,180	263	280	560	356	712	190	270	26	
99	1,600	3,200	274	280	560	367	734	195	310	27	
99	1,610	3,220	286	285	570	378	757	201	340	28	
99	1,620	3,240	297	285	570	391	782	206	380	29	
99	1,630	3,260	310	290	580	403	807	211	410	30	
99	1,640	3,280	323	295	590	416	832	215	480	31	
99	1,650	3,300	336	295	590	429	859	220	550	32	
99	1,670	3,340	350	300	600	443	887	224	620	33	
99	1,680	3,360	364	300	600	457	914	229	690	34	
99	1,690	3,380	379	305	610	471	943	232	760	35	
99	1,700	3,400	395	310	620	494	988	237	790	36	
99	1,710	3,420	411	310	620	517	1,034	241	820	37	
99	1,720	3,440	427	315	630	544	1,088	245	850	38	
99	1,730	3,460	444	315	630	567	1,135	250	880	39	
99	1,740	3,480	461	320	640	590	1,181	254	910	40	
99	1,750	3,500	493	325	650	605	1,210	258	920	41	
99	1,760	3,520	526	325	650	619	1,239	262	940	42	
99	1,770	3,540	558	330	660	634	1,268	266	950	43	
99	1,780	3,560	591	330	660	648	1,296	269	970	44	
99	1,790	3,580	624	335	670	662	1,325	273	980	45	
99	1,800	3,600	656	340	680	676	1,353	277	1,000	46	
99	1,810	3,620	689	340	680	691	1,382	281	1,010	47	
99	1,820	3,640	720	345	690	706	1,412	284	1,030	48	
99	1,830	3,660	754	345	690	721	1,443	288	1,040	49	
99	1,840	3,680	786	350	700	738	1,477	292	1,060	50	
99	1,850	3,700	818	350	700	766	1,533	295	1,100	51	
99	1,860	3,720	848	355	710	795	1,591	298	1,150	52	
99	1,880	3,760	883	355	710	827	1,654	301	1,190	53	
99	1,890	3,780	916	360	720	859	1,719	305	1,240	54	
99	1,900	3,800	952	360	720	894	1,788	309	1,280	55	
99	1,910	3,820	988	360	720	929	1,859	312	1,300	56	
99	1,930	3,860	1,026	365	730	967	1,934	316	1,310	57	
99	1,940	3,880	1,067	365	730	1,005	2,010	319	1,330	58	
99	1,960	3,920	1,108	370	740	1,046	2,093	323	1,340	59	
99	1,970	3,940	1,150	370	740	1,090	2,181	326	1,360	60	

\*1 主契約の保険期間・保険料払込期間にかかわらず、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年・5年、がん先進医療特約および抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年・10年になります。最長90歳まで自動更新が可能です。更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されるため、上記保険料とは異なる場合があります。

\*2 がん通院特約は、がん治療特約をあわせて付加する必要があります。

\*3 悪性新生物初回診断特約の保険金額は、主契約の診断給付金額と合計して300万円までとなります。

女性

月払保険料・健康還付給付金

悪性新生物保険料払込免除特則

付加なし



主契約

(単位:円)



ご契約年齢(歳)	診断給付金						健康還付給付金 お受取り 対象年齢	ご契約年齢(歳)	がん特定治療 保障特約*1 1億円限度
	100万円		200万円		300万円				
	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金			
0	2,120	1,663,200	4,240	3,326,400	6,360	4,989,600	0	507	
1	2,165	1,670,904	4,330	3,341,808	6,495	5,012,712	1	507	
2	2,208	1,676,880	4,416	3,353,760	6,624	5,030,640	2	507	
3	2,256	1,682,772	4,512	3,365,544	6,768	5,048,316	3	507	
4	2,307	1,690,920	4,614	3,381,840	6,921	5,072,760	4	507	
5	2,359	1,698,840	4,718	3,397,680	7,077	5,096,520	5	507	
6	2,413	1,705,728	4,826	3,411,456	7,239	5,117,184	6	507	
7	2,473	1,716,876	4,946	3,433,752	7,419	5,150,628	7	507	
8	2,531	1,723,104	5,062	3,446,208	7,593	5,169,312	8	507	
9	2,595	1,734,108	5,190	3,468,216	7,785	5,202,324	9	507	
10	2,660	1,742,400	5,320	3,484,800	7,980	5,227,200	10	507	
11	2,721	1,749,468	5,442	3,498,936	8,163	5,248,404	11	507	
12	2,760	1,739,304	5,520	3,478,608	8,280	5,217,912	12	507	
13	2,828	1,746,936	5,656	3,493,872	8,484	5,240,808	13	507	
14	2,877	1,739,808	5,754	3,479,616	8,631	5,219,424	14	507	
15	2,952	1,748,340	5,904	3,496,680	8,856	5,245,020	15	507	
16	3,004	1,739,880	6,008	3,479,760	9,012	5,219,640	16	508	
17	3,089	1,750,272	6,178	3,500,544	9,267	5,250,816	17	508	
18	3,151	1,745,328	6,302	3,490,656	9,453	5,235,984	18	510	
19	3,246	1,755,828	6,492	3,511,656	9,738	5,267,484	19	511	
20	3,340	1,764,000	6,680	3,528,000	10,020	5,292,000	20	513	
21	3,402	1,757,532	6,804	3,515,064	10,206	5,272,596	21	514	
22	3,492	1,762,560	6,984	3,525,120	10,476	5,287,680	22	515	
23	3,560	1,756,296	7,120	3,512,592	10,680	5,268,888	23	516	
24	3,653	1,760,328	7,306	3,520,656	10,959	5,280,984	24	517	
25	3,724	1,751,760	7,448	3,503,520	11,172	5,255,280	25	519	
26	3,827	1,755,600	7,654	3,511,200	11,481	5,266,800	26	520	
27	3,907	1,747,176	7,814	3,494,352	11,721	5,241,528	27	522	
28	4,012	1,747,872	8,024	3,495,744	12,036	5,243,616	28	524	
29	4,096	1,737,744	8,192	3,475,488	12,288	5,213,232	29	527	
30	4,211	1,737,600	8,422	3,475,200	12,633	5,212,800	30	529	
31	4,276	1,713,348	8,552	3,426,696	12,828	5,140,044	31	533	
32	4,350	1,689,936	8,700	3,379,872	13,050	5,069,808	32	536	
33	4,453	1,675,212	8,906	3,350,424	13,359	5,025,636	33	541	
34	4,532	1,650,672	9,064	3,301,344	13,596	4,952,016	34	546	
35	4,610	1,624,140	9,220	3,248,280	13,830	4,872,420	35	552	
36	4,684	1,594,872	9,368	3,189,744	14,052	4,784,616	36	558	
37	4,766	1,566,972	9,532	3,133,944	14,298	4,700,916	37	565	
38	4,873	1,546,368	9,746	3,092,736	14,619	4,639,104	38	572	
39	4,948	1,514,040	9,896	3,028,080	14,844	4,542,120	39	578	
40	5,021	1,479,600	10,042	2,959,200	15,063	4,438,800	40	585	
41	5,065	1,439,676	10,130	2,879,352	15,195	4,319,028	41	591	
42	5,102	1,398,096	10,204	2,796,192	15,306	4,194,288	42	597	
43	5,173	1,364,364	10,346	2,728,728	15,519	4,093,092	43	600	
44	5,203	1,319,760	10,406	2,639,520	15,609	3,959,280	44	603	
45	5,238	1,275,300	10,476	2,550,600	15,714	3,825,900	45	605	
46	5,268	1,230,048	10,536	2,460,096	15,804	3,690,144	46	605	
47	5,298	1,183,764	10,596	2,367,528	15,894	3,551,292	47	605	
48	5,358	1,143,384	10,716	2,286,768	16,074	3,430,152	48	605	
49	5,392	1,096,200	10,784	2,192,400	16,176	3,288,600	49	605	
50	5,430	1,048,800	10,860	2,097,600	16,290	3,146,400	50	605	
51	5,672	1,352,448	11,344	2,704,896	17,016	4,057,344	51	605	
52	5,815	1,331,424	11,630	2,662,848	17,445	3,994,272	52	606	
53	5,967	1,308,120	11,934	2,616,240	17,901	3,924,360	53	608	
54	6,114	1,281,168	12,228	2,562,336	18,342	3,843,504	54	609	
55	6,260	1,250,400	12,520	2,500,800	18,780	3,751,200	55	610	
56	6,473	1,590,912	12,946	3,181,824	19,419	4,772,736	56	610	
57	6,688	1,569,612	13,376	3,139,224	20,064	4,708,836	57	610	
58	6,908	1,545,984	13,816	3,091,968	20,724	4,637,952	58	612	
59	7,127	1,517,544	14,254	3,035,088	21,381	4,552,632	59	611	
60	7,350	1,485,600	14,700	2,971,200	22,050	4,456,800	60	609	

70歳

75歳

80歳

実際の健康還付給付金について



所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料\*からそれまでにお受け取りいただいた診断給付金を差し引いた額になります。

\* 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、悪性新生物保険料払込免除特別を付加しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

**オプション(特約)**

(単位:円)

がん先進医療特約*1	がん治療特約		がん入院特約	がん通院特約*2		悪性新生物初回診断特約*3		がん手術特約	抗がん剤治療特約*1	ご契約年齢(歳)
	2,000万円限度	月額:10万円		月額:20万円	月額:1万円	月額:5千円	月額:1万円			
100	1,380	2,760	110	165	330	193	387	82	120	0
100	1,400	2,800	113	170	340	196	393	86	120	1
100	1,410	2,820	118	175	350	200	400	90	120	2
100	1,420	2,840	121	175	350	203	406	95	120	3
100	1,440	2,880	126	180	360	207	414	99	120	4
100	1,450	2,900	129	185	370	210	421	103	120	5
100	1,470	2,940	134	195	390	214	428	106	120	6
100	1,480	2,960	139	200	400	218	436	111	130	7
100	1,510	3,020	144	205	410	222	445	115	130	8
100	1,520	3,040	149	210	420	227	455	120	140	9
100	1,540	3,080	155	215	430	232	464	125	140	10
100	1,550	3,100	161	225	450	237	475	131	150	11
100	1,570	3,140	167	230	460	243	486	135	160	12
101	1,590	3,180	174	240	480	248	496	140	160	13
101	1,600	3,200	181	250	500	254	509	146	180	14
101	1,620	3,240	188	255	510	261	522	153	190	15
101	1,640	3,280	195	260	520	267	535	158	200	16
101	1,660	3,320	204	265	530	275	550	164	210	17
102	1,680	3,360	214	280	560	282	564	170	220	18
102	1,700	3,400	223	285	570	290	580	178	230	19
102	1,720	3,440	233	295	590	298	597	185	250	20
103	1,730	3,460	244	300	600	307	614	189	260	21
103	1,750	3,500	254	300	600	316	632	195	270	22
103	1,780	3,560	265	310	620	325	651	201	280	23
104	1,790	3,580	275	310	620	335	670	207	290	24
104	1,810	3,620	288	315	630	345	690	212	310	25
105	1,830	3,660	301	320	640	356	712	218	350	26
105	1,840	3,680	315	320	640	367	734	225	400	27
106	1,860	3,720	330	330	660	378	757	232	440	28
106	1,870	3,740	343	330	660	391	782	239	510	29
107	1,890	3,780	359	335	670	403	807	244	540	30
108	1,910	3,820	377	345	690	416	832	250	630	31
109	1,940	3,880	394	345	690	429	859	257	740	32
110	1,970	3,940	413	355	710	443	887	264	830	33
111	1,990	3,980	432	355	710	457	914	271	920	34
113	2,010	4,020	452	365	730	471	943	276	1,020	35
114	2,030	4,060	473	370	740	494	988	284	1,060	36
115	2,050	4,100	495	375	750	517	1,034	290	1,110	37
116	2,070	4,140	517	380	760	544	1,088	296	1,140	38
117	2,090	4,180	539	380	760	567	1,135	303	1,190	39
118	2,110	4,220	561	390	780	590	1,181	309	1,220	40
119	2,130	4,260	603	395	790	605	1,210	315	1,240	41
119	2,150	4,300	645	400	800	619	1,239	321	1,260	42
120	2,170	4,340	686	405	810	634	1,268	327	1,280	43
120	2,180	4,360	728	405	810	648	1,296	331	1,290	44
120	2,200	4,400	770	415	830	662	1,325	337	1,310	45
120	2,210	4,420	810	420	840	676	1,353	342	1,320	46
120	2,230	4,460	852	420	840	691	1,382	347	1,330	47
121	2,240	4,480	890	425	850	706	1,412	351	1,350	48
121	2,260	4,520	933	425	850	721	1,443	356	1,360	49
121	2,270	4,540	974	435	870	738	1,477	362	1,380	50
121	2,280	4,560	1,014	435	870	766	1,533	366	1,430	51
121	2,300	4,600	1,052	440	880	795	1,591	370	1,480	52
121	2,320	4,640	1,096	440	880	827	1,654	374	1,520	53
122	2,340	4,680	1,138	445	890	859	1,719	379	1,590	54
122	2,350	4,700	1,182	445	890	894	1,788	384	1,630	55
122	2,360	4,720	1,227	445	890	929	1,859	388	1,650	56
122	2,390	4,780	1,274	455	910	967	1,934	393	1,650	57
121	2,400	4,800	1,324	455	910	1,005	2,010	396	1,670	58
121	2,420	4,840	1,375	460	920	1,046	2,093	401	1,670	59
121	2,430	4,860	1,426	460	920	1,090	2,181	404	1,690	60

\*1 主契約の保険期間・保険料払込期間にかかわらず、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年・5年、がん先進医療特約および抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年・10年になります。最長90歳まで自動更新が可能です。更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されるため、上記保険料とは異なる場合があります。

\*2 がん通院特約は、がん治療特約をあわせて付加する必要があります。

\*3 悪性新生物初回診断特約の保険金額は、主契約の診断給付金額と合計して300万円までとなります。

女性  
月払保険料・健康還付給付金

悪性新生物保険料払込免除特則  
付加あり

# ご検討にあたりご注意いただきたいこと

ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 1 責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)について

- 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約・特約上の保障を開始します。ただし、悪性新生物保険料払込免除特則以外の保険料払込みの免除は、保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
- 責任開始期の前日までにかんがんと診断確定された場合\*1は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約・特約は無効となります。  
\*1 ご契約の際、当社が告知等により知っていたがんを除きます。

## 2 がんの定義と診断確定について

- この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。
- 給付金・保険金のお支払いや保険料払込みの免除の対象となるがんは下表のとおりです。(○:対象、×:対象外)

主契約・特則・特約	悪性新生物	上皮内新生物
がん診断保険R(主契約)	○	○*2
がん治療特約、がん入院特約、がん通院特約、がん特定治療保障特約、 がん先進医療特約、がん手術特約、抗がん剤治療特約	○	○
悪性新生物保険料払込免除特則、悪性新生物初回診断特約	○	×

- \*2 上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。
- 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款および特約条項の別表に定めるものとします\*3。
- \*3 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
- がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

## 3 健康還付給付金のお支払いについて

- 支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	0~50歳	51~55歳	56~60歳
健康還付給付金の支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

- 健康還付給付金のお支払額は次の計算式により計算します。この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。

$$\text{既払込保険料相当額(月払保険料相当額*4} \times \text{健康還付給付金支払対象期間*5の月数*6)} - \text{診断給付金の合計額*7}$$

- \*4 払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。(各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則は付加しないものとして計算します。)
- \*5 健康還付給付金支払対象期間は次のとおりとします。

①健康還付給付金の支払対象年齢に到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約当日の前日まで
②上記の支払対象年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払込みの免除事由に該当した日まで

- \*6 1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。
- \*7 健康還付給付金支払対象期間中にお支払事由が生じたことにより支払われる診断給付金の合計額とします。(各種特約の給付金等は含みません。)
- 健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

## 4 保険料払込みの免除について

- 以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。  
①病気やケガにより、所定の高度障害状態となったとき  
②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき  
③悪性新生物保険料払込免除特則が付加されている場合で、初めて悪性新生物と診断確定されたとき

## 5 がん治療特約・抗がん剤治療特約・がん手術特約について

- がん治療特約のお支払いの対象となる手術・放射線治療は、次のとおりとします。
  - 所定の手術は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術をいいます。所定の手術には、造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植)(※)を含みます。  
(※)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料の算定対象として列挙されているものに限り、  
● 所定の放射線治療は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療をいいます。所定の放射線治療には電磁波温熱療法を含みます。また、対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。  
(血液照射は対象になりません。)
- がん治療特約のお支払いの対象となる所定の緩和療養は、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - 公的医療保険制度の対象となる所定の疼痛緩和薬(オピオイド鎮痛薬)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による緩和療養
  - 所定の疼痛緩和薬(オピオイド鎮痛薬)が投与または処方され、かつ、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算、有床診療所緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料が算定される入院または通院による緩和療養
  - 所定の疼痛緩和薬(オピオイド鎮痛薬)が投与または処方され、かつ、在宅患者診療・指導料(往診料を除きます。)が算定される在宅医療による緩和療養
  - 所定の神経ブロックにかかる神経ブロック料が算定される入院または通院による緩和療養
- がん治療特約および抗がん剤治療特約のお支払いの対象となる抗がん剤治療は、次のとおりとします。
  - 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による抗がん剤治療

- がん手術特約のお支払いの対象となる手術には、所定の放射線治療を含みます。ファイバースコープによる手術や放射線照射などは、60日間に1回をお支払いの限度とします。また、ドレナージ、穿刺、神経ブロック、輸血、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術はお支払いの対象となりません。

## 6 がん特定治療保障特約について

- がん特定治療保障特約は、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。
- 患者申出療養は、療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により患者申出療養でなくなっている場合は、お支払いの対象となりません。
- 給付金のお支払いの対象となる費用は、医学的に効果が認められたがんの治療を直接の目的とする診療の費用とし、診療を受けた病院等に支払うべき費用に限りま。なお、次の費用は除きます。

- 公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます。)
- 選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます。)
- および先進医療にかかわる技術料
- 遺伝子パネル検査にかかわる費用

- 診療計画\*8において、遺伝子パネル検査、がんの手術後に行われる形成再建手術等が含まれるときは、その診療を受けなかったとしても特定治療給付金のお支払事由に該当する場合に限り、特定治療給付金をお支払いします。

\*8 入院診療または外来診療に関する診療計画をいいます。

- 診療にかかわる費用のうち、医薬品に係る費用については、医薬品の使用方法に応じて、下表の金額を限度\*9とします。

	医薬品の使用方法	金額
①	医薬品の適応外使用による場合	厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載された医薬品の薬価の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額
②	厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品を使用する場合*10	次のアまたはイのいずれか大きい金額 ア. 医薬品の販売単価*11の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額 イ. 500万円(一連の診療過程において使用される医薬品に係る費用を通算します。)

\*9 一連の診療過程において上表①および②に該当する医薬品をいずれも使用する場合は、上表①および②アの合計額または②イのいずれか大きい金額を限度とします。

\*10 厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載されていない医薬品を含みます。

\*11 医薬品の販売価格は、約款の規定にしたがって薬価基準上の直近の外国平均価格を円換算することなどにより算出します。

## 7 がん先進医療特約について

- がん先進医療特約は、先進医療特約、先進医療特約(引受基準緩和型)とあわせて、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。
- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。

## 8 がん診断保険Rに付加されている特約の更新時のお取扱いについて

次の特約を除き、主契約・特約の保険期間は終身のため、更新されることはありません。

- 抗がん剤治療特約、がん先進医療特約およびがん特定治療保障特約については、特約の保険期間が満了する場合、所定の要件を満たせば、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
  - ①更新後の特約の保険期間は10年(がん特定治療保障特約の場合は5年)とします。ただし、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は、1年以上の整数年で、かつ、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる期間に短縮されます。
  - ②更新後の特約の給付金額は更新前と同一とします。
  - ③特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび責任開始期については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払月数、支払額等を通算して適用します。
  - ④更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。)
  - ⑤更新後の特約には更新時の特約条項が適用されます。

## 9 解約返戻金について

- 基本保障部分および付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特約部分は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数、経過年月数および診断給付金の支払額により異なります。
- ご契約を途中でやめになると、解約返戻金はまったくないか、あってもお払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。また、診断給付金の支払額によっては、解約返戻金が多くなる場合があります。
- 健康還付給付金支払日以後は、解約返戻金はありません。
- 特約のみの解約はできません。
- 被保険者が保険期間中に死亡された場合、解約返戻金があるときには、これと同額の返戻金をご契約者にお支払いします。

●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしていません。

## 10 給付金のお支払事由等の変更について

次の特約は、公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

がん治療特約、がん特定治療保障特約、がん先進医療特約、がん通院特約、抗がん剤治療特約

## 11 保険金額・給付金額の設定額について

被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、給付金額の上限までご加入できないことがあります。

## 12 配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

## 保険金・給付金、保険料払込みの免除を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。

給付金等の受取人(被保険者)が、病気やケガにより給付金等を請求する意思表示ができない等の特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として給付金等を請求することができます。(健康還付給付金および保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者をご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。)

※代理請求により給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。給付金等のお支払い後に、被保険者(またはご契約者)からご契約内容についてご照会があったときは、給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。代理請求人の範囲や、代理請求できる給付金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 保険金等の請求のご連絡先

●保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

●当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

受付時間 平日 9:00~18:00、土曜9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

## 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

## 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>  
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

